

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	26	事業名	防災集団移転促進事業（荒田地区）	事業番号	D-23-3
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	3,725,911（千円）		全体事業費	3,056,283,083,166（千円）	
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>住宅団地…相馬市原釜字荒田地内外 移転想定世帯数…110 世帯（災害危険区域内世帯数） 移転促進区域…約 24.6ha（災害危険区域）</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 10 月 11 日） 事業進捗により事業費が、114,286 千円（国費：100,000 千円）減額したため、 道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 114,286 千円（国費：H23 予算 100,000 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,725,911 千円（3,260,171 千円）から、3,611,625 千円（3,160,171 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 30 年 1 月 17 日） 事業進捗により事業費が、75,962 千円（国費：66,466 千円）減額したため、 D-6-1 東日本大震災特別家賃低減事業へ 26,042 千円（国費：H23 予算 22,786 千円）を流用。 D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）へ 49,920 千円（国費：H23 予算 43,680 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,611,625 千円（3,160,171 千円）から、3,535,663 千円（3,093,705 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 30 年 10 月 10 日） 事業進捗により事業費が、431,979 千円（国費：H25 予算 377,981 千円）減額したため、 D-1-6 道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 157,092 千円（国費：H25 予算 137,455 千円）を流用。 D-1-18 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：法定外道路）へ 222,813 千円（国費：H25 予算 194,961 千円）を流用。 D-21-4 下水道事業（公共下水道（自動除塵機）整備事業）（原釜地区）へ 52,074 千円（国費：H25 予算 45,565 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,535,663 千円（3,093,705 千円）から、3,103,684 千円（2,715,724 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（令和元年 10 月 7 日） 事業進捗により事業費が、20,518 千円（国費：H25 予算 17,953 千円）減額したため、 D-1-22 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）へ 3,280 千円（国費：H25 予算 2,542 千円）を流用。 D-20-5 避難道路整備事業（札ノ沢地区）へ 17,613 千円（国費：H25 予算 15,411 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,103,684 千円（2,715,724 千円）から、3,083,166 千円（2,697,771 千円）に減額</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（令和 2 年 5 月 19 日） 事業進捗により事業費が、26,883 千円（国費：H25 予算 23,522 千円）減額したため、 D-1-6 道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 26,883 千円（国費：H25 予算 23,522 千円）を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,083,166 千円（2,697,771 千円）から、3,056,283 千円（2,674,249 千円）に減額</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 26 年度>		<平成 27 年度～令和元年度>		<令和 2 年度>	
①住宅団地用地取得、造成		①移転促進地域買取		①移転促進地域買取	
②関連公共施設整備		②住宅建設等利子助成		②移転費用助成	
③移転促進地域買取		③移転費用助成			
④住宅建設等利子助成					
⑤移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。</p> <p>新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	防災集団移転促進事業(鷲山地区)	事業番号	D-23-4
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		3,856,655(千円)	全体事業費		3,239,456(千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市磯部字山信田地内外
移転想定世帯数…113世帯(災害危険区域内世帯数)
移転促進区域…約34.2ha(災害危険区域)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)
[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

(事業間流用による経緯の変更)(平成29年10月11日)

事業進捗により事業費が、342,858千円(国費:300,000千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ342,858千円(国費:H23予算300,000千円)を流用。これにより、流用後交付対象事業費は3,856,655千円(3,374,571千円)から、3,513,797千円(3,074,571千円)に減額

(事業間流用による経緯の変更)(平成30年1月17日)

事業進捗により事業費が、274,341千円(国費:240,048千円)減額したため、D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ274,341千円(国費:H23予算240,048千円)を流用。これにより、流用後交付対象事業費は3,513,797千円(3,074,571千円)から、3,239,456千円(2,834,523千円)に減額

▼事業費を別紙事業費総括表のとおり区分して実施

当面の事業概要

<平成24年度~平成25年度>	<平成26年度~令和元年度>	<令和2年度>
①住宅団地用地取得、造成	①移転促進地域買取	①移転促進地域買取
②関連公共施設整備	②住宅建設等利子助成	②移転費用助成
③移転促進地域買取	③移転費用助成	
④住宅建設等利子助成		
⑤移転費用助成		

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、本市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	防災集団移転促進事業 (新沼地区)	事業番号	D-23-5
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		1,128,555 (千円)	全体事業費		642,552 (千円)
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>住宅団地…相馬市新沼字大森地内外 移転想定世帯数…62 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 8.2ha (災害危険区域)</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P19) 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P21)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 12 月 1 日) 事業進捗により事業費が、248,710 千円 (国費: 217,622 千円) 減額したため、 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 86 号線) へ 53,474 千円 (国費: 46,790 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 123 号線) へ 28,036 千円 (国費: 24,532 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 521 号線) へ 167,200 千円 (国費: 146,300 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,128,555 千円 (国費: 987,485 千円) から、879,845 千円 (769,863 千円) に減額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 28 年 3 月 31 日) 事業進捗により事業費が、120,227 千円 (国費: 105,198 千円) 減額したため、 道路事業 (市街地相互接続道整備) (東部 113 号線) へ 40,783 千円 (国費: H23 補正予算 31,606 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 鹿島前迫線) へ 94,958 千円 (国費: H23 補正予算 73,592 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 879,845 千円 (769,863 千円) から、759,618 千円 (664,665 千円) に減額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日) 事業進捗により事業費が、117,066 千円 (国費: 102,432 千円) 減額したため、 道路事業 (市街地相互接続道整備) (日下石石上線) へ 117,066 千円 (国費: H23 予算 102,432 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 759,618 千円 (664,665 千円) から、642,552 千円 (562,233 千円) に減額</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成 ⑤移転費用助成</p> <p><平成 25 年度～令和元年度></p> <p>①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成 ③移転費用助成</p> <p><令和 2 年度></p> <p>①移転促進地域買取 ②移転費用助成</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安</p>					

として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	防災集団移転促進事業 (南ノ入地区)	事業番号	D-23-6
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,835,313 (千円)	全体事業費		1,796,445 1,835,313 (千円)

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市尾浜字南ノ入地内外
移転想定世帯数…73 世帯 (災害危険区域内世帯数)
移転促進区域…約 12.3ha (災害危険区域)

▼位置付け

〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26)
〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)

(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 5 月 19 日)

事業進捗により事業費が、38,868 千円 (国費 : H25 予算 34,009 千円) 減額したため、

D-23-1 防災集団移転促進事業 (細田地区) へ 38,868 千円 (国費 : H25 予算 34,009 千円) を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 1,835,313 千円 (1,605,897 千円) から、1,796,445 千円 (1,571,888 千円) に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度~平成 26 年度>	<平成 27 年度~令和元年度>	<令和 2 年度>
①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成 ⑤移転費用助成	①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成 ③移転費用助成	①移転促進地域買取 ②移転費用助成

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。

被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。

移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	30	事業名	防災集団移転促進事業 (高塚地区)	事業番号	D-23-7
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	961,603 (千円)	全体事業費		855,119 (千円)	
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に相当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字高塚地内外 移転想定世帯数…60 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 8.2ha (災害危険区域) ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31) (事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日) 事業進捗により事業費が、106,484 千円 (国費: 93,173 千円) 減額したため、 道路事業 (市街地相互接続道整備) (東部 113 号線) へ 23,834 千円 (国費: H23 予算 20,854 千円) を流用。 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 501 号線) へ 9,908 千円 (国費: H23 予算 8,669 千円) を流用。 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 鹿島前迫線) へ 33,605 千円 (国費: H23 予算 29,405 千円) を流用。 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 百槻和田線) へ 39,137 千円 (国費: H23 予算 34,245 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 961,603 千円 (841,400 千円) から、855,119 千円 (748,227 千円) に減額					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 27 年度> ①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成 ⑤移転費用助成 <平成 28 年度～令和元年度> ①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成 ③移転費用助成 <令和 2 年度> ①移転促進地域買取 ②移転費用助成					
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。 比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	防災集団移転促進事業 (狐穴磯部中西地区)	事業番号	D-23-8
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	878,240 (千円)	全体事業費	878,240 (千円)		

事業概要

■防災集団移転促進事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でない認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

住宅団地…相馬市磯部字狐穴字地内
移転想定世帯数…21世帯 (災害危険区域内世帯数)
移転促進区域…約1.5ha (災害危険区域)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)
[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

▼事業費を別紙事業費総括表のとおり区分して実施

当面の事業概要

<平成24年度～平成25年度>	<平成26年度～令和元年度>	<令和2年度>
①住宅団地用地取得、造成	①移転促進地域買取	①移転促進地域買取
②関連公共施設整備	②住宅建設等利子助成	②移転費用助成
③移転促進地域買取	③移転費用助成	
④住宅建設等利子助成		
⑤移転費用助成		

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、本市沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、772戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。
被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。
移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに1年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	32	事業名	防災集団移転促進事業 (事業計画策定)	事業番号	D-23-9
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		840,350 (千円)	全体事業費		840,350 (千円)
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>事業計画策定 住民意向調査 用地取得価格検討 (不動産鑑定) 用地測量 移転促進地域事業計画策定</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26) [相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>①事業計画策定 ②住民意向調査 ③用地取得価格検討 (不動産鑑定) ④用地測量 ⑤移転促進地域事業計画策定</p> <p><平成 25 年度～令和 2 年度></p> <p>①住民意向調査 ②移転促進地域事業計画策定</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	33	事業名	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設等整備導入事業）	事業番号	C-4-2
交付団体		県	事業実施主体	相馬市	
総交付対象事業費		105,201（千円）	全体事業費	93,283（千円）	

事業概要

■被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設等整備導入事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域での農業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な農業用機械を導入し、農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営団体の育成・確保及び早期の経営再開を総合的に支援するため事業を実施する。

▽事業量

被災した農業者で構成する団体（JA 梨部会）に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備

①梨生産に必要な農業用機械の整備及び農業用機械を収納する倉庫の整備

- ・梨畑用トラクター 10 台
- ・ブロードキャスター 5 台
- ・スピードスプレーヤ 5 台
- ・乗用モア 10 台
- ・運搬車 5 台
- ・枝粉碎機 5 台
- ・上記農業用機械収納庫 1 庫

②対象農家数 295 農家 1,475 人、果樹面積約 32 ヘクタール

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 5 項 農業基盤整備(P36)

（事業間流用による経費の変更）（平成 31 年 1 月 11 日）

事業完了により事業額が確定したことに伴い、11,918 千円（国費 8,938 千円）の残額が生じたことから、既配分額の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、相馬市 C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）八沢地区へ 11,918 千円（国費：8,938 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は、105,201 千円（国費 78,900 千円）から 93,283 千円（国費：69,962 千円）に減額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

被災した農業者で構成する団体に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備

①梨生産に必要な農業用機械の整備及び農業用機械を収納する倉庫の整備

- ・梨畑用トラクター 10 台
- ・ブロードキャスター 5 台
- ・スピードスプレーヤ 5 台
- ・乗用モア 10 台
- ・運搬車 5 台
- ・枝粉碎機 5 台
- ・上記農業用機械収納庫 1 庫

<平成 25 年度>

事業なし（※平成 24 年度で整備した農業用機械について、引き続き貸与を行い、農業の再建を目指す。）

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000ha を超える面積は津波により被害を受け、農用地でも 1,220ha（田 1,135ha、畑 85ha）の被害を受けた。

本市の主要な農産業である梨については、31.85ha の梨畑を有しており、直接津波による被害は少なかったものの、梨生産農家の自宅兼作業小屋が津波の被害を受け、作業に必要な農業用機械が全て流された。

平成 23 年度については、被災した梨農家は農業機械もなく、避難生活を送るのがやっとの状態で、農作業が困難な状態だったため、地元から遠く離れた場所の梨農家に畑を任せ、生産を依頼した。

今後、梨農家が再生を図るためには、自らが作業できるよう農業機械を整備する必要があるが、自宅を流され、住宅再建が最優先の状態、農業用機械までは手が回らない状態である。

そのため、市として流された農業用機械を貸与し、いち早い再生を図るよう支援を行う必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

現在、梨農家は、被災農家経営再開支援事業（がれき拾い）等の事業に従事しているが、梨生産とは直接関連はない。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	34	事業名	震災後における代替輸送確保支援モデル事業	事業番号	◆D-1-1-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	119,057 (千円)	全体事業費			47,396 (千円)

事業概要

■震災後における代替輸送確保支援モデル事業

▼必要性

東北地方太平洋沖地震による被害及び原発事故の影響により、国道 6 号線や常磐自動車道が通行不可能であり、輸出入貨物を首都圏へ輸送する際の大きな障壁となっている。

そのため、震災後に生産活動を再開した相双地方の企業は、首都圏への貨物輸送に当たり、時間・コストの両面から非効率な輸送を強いられている。

震災後における企業の生産活動の円滑な復旧・復興は、地域の経済や雇用を支えることになるため、効率的な代替輸送手段の確保と公的支援が一定期間必要であり、平成 23 年 12 月に再開した相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、首都圏と相馬地方をつなぐ最も効率的な代替輸送手段になり得る。

また、海上輸送へのモーダルシフトは、二酸化炭素等の排出抑制効果もあり、環境負荷軽減が期待できる。

以上を踏まえ、県内はもとより、南東北の物流拠点港湾である相馬港のコンテナ物流機能を震災後の代替輸送手段としたモデル事業を本市事業として実施する。

実施に当たっては、コンテナ航路を利用する不特定多数の企業(荷主)に対し、利用上の問題点や改善点を把握する利用実態のモニタリング調査及び定額補助による輸送費助成を行い、ポートセールス等による利用拡大も合わせて行う。

なお、本事業で行う助成が、震災後の代替輸送手段への転換を促進するために利用企業の輸送費支援を一定期間実施する極めて限定的なものであり、他港の類似する従来の助成制度※とは目的が異なる。

(※商業ベースで航路維持が可能な利用量を既に確保している港が、更なる貨物量の拡大を図るために行う助成。)

委託先は、相馬港の利用促進に努め、利用拡大による地域経済の振興を図ることを目的に設立され、事業実績がある(社)相馬港湾施設建設促進協議会とするが、事業実施のための最小限の定額補助方式で実施する。

事業期間は、コンテナ航路サービスの認知及び利用量の確保・増加により、公的支援から自立し商業ベースでの航路維持が可能となることから、3 箇年(H24~26)を計画する。

・本事業の実施は、本市のみならず、相双地方をはじめとする県内企業の生産活動の回復を支えるとともに、事業化された東北中央自動車道の整備進展に合わせた県北地域の企業の利用拡大が確実視され、被災地の復興への多大な貢献となることが期待される。

▽事業量

①震災後における代替輸送モデル事業

利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 7 項 相馬港の整備(P39)

▼(事業間流用による経費の変更)(平成 26 年 3 月 14 日)

労務単価等の上昇により不足が見込まれる D-23-2-1 へ 32,301 千円(国費 25,841 千円)流用。これにより、交付対象事業費は 119,057 千円(国費:95,245 千円)から 86,756 千円(国費:69,405 千円)に減額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 1 月 19 日)

事業進捗により事業費が、39,360 千円(国費:31,488 千円)減額したため、

D-1-5 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 123 号線)へ 27,792 千円(国費:H23 補正予算 22,234 千円)

D-1-21 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 501 号線)へ 7,893 千円(国費:H23 補正予算 6,314 千円)

D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業(補助率変更分)へ 3,675 千円(国費:H23 補正予算 2,940 千円)を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 86,756 千円(69,405 千円)から、47,396 千円(37,917 千円)に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①震災後における代替輸送モデル事業:利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報

<平成 25~26 年度>

①震災後における代替輸送モデル事業:利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報

東日本大震災の被害との関係

代替輸送手段のモデルである相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、相馬港~京浜港を経由し、海外と結ぶ海上輸送ルートであり、平成 21 年 4 月に開設され、潜在需要を掘り起こしつつ利用する荷主(東南アジア向け金属機械工業品等)が徐々に増加する傾向にあったが、東日本大震災により相馬港は甚大な被害を受け平成 23 年 12 月まで航路は休止となった。

相双地方のコンテナ利用企業は、震災後の代替輸送ルートとして、福島~相馬間を結ぶ国道 115 線の利用は複数の狭隘箇所や先導車が必要である等困難であり、海上輸送では近隣の仙台塩釜港(仙台港区)では背後圏企業の震災復旧後のコンテナ取扱貨物の増加により、飽和状態となっていることから、やむを得ず国道 6 号を岩沼市まで北上後、国道 4 号で首都圏へ向かうルートを利用しており、被災地企業の生産活動の安定的な回復(復旧・復興)に大きな影響を及ぼしている。(企業ヒアリングによる)

この間、福島県は港湾施設の応急復旧、相馬市では公益財団法人ヤマト福祉財団の支援を受け荷役機械をリース整備し、平成 23 年 12 月にコンテナ航路の再開を迎えたが、大震災によりゼロリセットからのスタートとなっていること、原発事故の風評被害がある等、震災前に比べコンテナ取扱貨物量が順調に回復していない状況。

関連する災害復旧事業の概要

相馬港は、応急復旧事業を実施中(※公共岸壁 13 の内、現在応急復旧により 4 岸壁が使用可能。コンテナ荷役クレーンが海中に倒壊する等)。また、コンテナ荷役に必要なクレーン、リーチスタッカーについては、ヤマト福祉財団の支援により仮設で運用中。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-1-1
事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部 86 号線)
交付団体	市

基幹事業との関連性

基幹事業を実施する地域は、港湾区域に隣接しており、被災地と市街地はもとより周辺地域と相互に接続する安定的に通行できる道路の機能に追加して、整備企業の生産活動を支える物流機能の維持及び利用拡大を合わせて実施することは、区域の再編時における施設機能に加え、利便性の高い港湾物流機能も併せ持つ相乗効果から、道路としてのポテンシャルが高まり整備効果の促進につながるものと考えられる。

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-11
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	75,000(千円)	全体事業費			84,842(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市新沼地区

事業内容:市道・法定外道路 L=400m W=6m C=75,000千円(新沼大森地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日)

人件費・資材費高騰及により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より9,842千円(国費:7,627千円)を流用。これにより、交付対象事業費は75,000千円(58,125千円)から、84,842千円(65,752千円)に増額。

当面の事業概要

<平成24年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成25年度~平成26年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	36	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-12
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	43,000(千円)	全体事業費			62,347(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市岩子地区

事業内容:市道・法定外道路 L=250m W=6m C=51,000千円(岩子字宝迫地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日)

人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より11,347千円(国費:8,793千円)を流用。これにより、交付対象事業費は51,000千円(39,525千円)から、62,347千円(48,318千円)に増額。

当面の事業概要

<平成24年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成25年度~平成26年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 328 号線）	事業番号	D-1-13
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	379,000（千円）		全体事業費	487,164（千円）	
事業概要					
<p>■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 328 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所：相馬市岩子地区 事業内容：市道・東部 328 号線 L=1,500m W=6m 橋梁 1 基 C=379,000 千円（岩子字小迫地区から安全な場所への避難路）</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40) (事業間流用による経緯の変更)（平成 29 年 1 月 19 日） 人件費・資材費高騰等の理由により、本工事費が増額したため、◆D-21-1-1 下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）（事業計画策定）より 108,164 千円（国費：83,827 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 379,000 千円（293,724 千円）から、487,164 千円（377,551 千円）に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度～令和元年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断られたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 320 号線)	事業番号	D-1-14
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	39,000 (千円)	全体事業費	3,908 (千円)		

事業概要

■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 320 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

事業内容: 市道・東部 320 号線 L= 230m W=6m C= 39,000 千円 (岩子一本松地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備 (P40)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

事業進捗により事業費が、35,092 千円 (国費: 27,196 千円) 減額したため、

道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 日下石石上線) へ 35,092 千円 (国費: H23 補正予算 27,196 千円) を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 39,000 千円 (30,224 千円) から、3,908 千円 (3,028 千円) に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 31 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 519 号線）	事業番号	D-1-15
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	60,000（千円）		全体事業費	75,465（千円）	
事業概要					
<p>■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 519 号線）</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所：相馬市磯部地区</p> <p>事業内容：市道・東部 519 号線 L=320m W=6m C=75,465 千円（磯部字迎地区から安全な場所への避難路）</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 28 年 10 月 13 日)</p> <p>人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-20-3 都市防災総合推進事業（防災情報通信ネットワーク整備）より 15,465 千円（国費：H23 補正予算 11,985 千円）を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 60,000 千円（46,500 千円）から、75,465 千円（58,485 千円）に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度～平成 31 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度～平成 28 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線）	事業番号	D-1-17
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		245,000（千円）	全体事業費		762,369 777,369 （千円）
事業概要					
<p>■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線）</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所：相馬市磯部地区</p> <p>事業内容：市道・東部 521 号線 L=1,400m W=6m C= 245,000 千円（磯部字迎地区から安全な場所への避難路）</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 27 年 3 月 31 日）</p> <p>人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業（細田地区）より 343,594 千円（国費：266,285 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 245,000 千円（189,875 千円）から、588,594 千円（456,160 千円）に増額。</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 27 年 12 月 1 日）</p> <p>人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業（新沼地区）より 188,775 千円（国費：146,300 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 588,594 千円（456,160 千円）から、777,369 千円（602,460 千円）に増額。</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 30 年 10 月 10 日）</p> <p>事業進捗により事業費が 15,000 千円（国費：H25 予算 11,625 千円）減額したため、道路事業（市街地相互接続道整備）（日下石石上線）へ 15,000 千円（国費：H25 予算 11,625 千円）を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 777,369 千円（602,460 千円）から、762,369 千円（590,835 千円）に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①口市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度～平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断られたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 3 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路-東部 462 号線)	事業番号	D-1-18
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		375,000(千円)	全体事業費		1,246,649(千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市磯部地区 事業内容:市道・法定外道路 L=2,000m W=6m C=1,246,649千円 磯部字狐字地区から安全な場所への避難路</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日) 人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より155,865千円(国費:120,795千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は375,000千円(290,625千円)から、530,865千円(411,420千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日) 人件費・資材費高騰等により、本工事費が増額したため、 D-21-2 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(尾浜地区)より228,609千円(国費:177,172千円) D-21-3 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(岩子地区)より81,543千円(国費:63,196千円) D-21-2-1 雨水排水対策事業(尾浜地区)より77,420千円(国費:60,000千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は530,865千円(411,420千円)から、918,437千円(711,788千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成30年10月10日) 事業計画変更に伴い、本工事費が増額したため、 D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より222,813千円(国費:H25 予算194,961千円) F-2-1 市街地復興効果促進事業より18,288千円(国費:H27 予算14,630千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は918,437千円(711,788千円)から、1,188,878千円(921,379千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(令和2年1月10日) 令和2年度分事業費を、F-2-1 市街地効果促進事業(相馬市)より57,771千円(国費:H27 予算44,772千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は1,188,878千円(921,379千円)から、1,246,649千円(966,151千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p><平成24年度></p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成25年度~令和23年度></p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促す</p>					

ため実施する。
関連する災害復旧事業の概要
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	43	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 金草線)	事業番号	D-1-19
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		370,000 (千円)	全体事業費		585,836 (千円)

事業概要

■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 金草線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市磯部地区

事業内容: 市道・金草線 L=2,100m W=6m C=370,000 千円 (磯部字信成地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰及び法線見直しにより、本工事費、測量設計費、用地費、補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業 (細田地区) より 94,483 千円 (国費: 73,224 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 370,000 千円 (286,750 千円) から、464,483 千円 (359,974 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

人件費・資材費高騰等により、本工事費が増額したため、

D-20-3 都市防災総合推進事業 (防災情報通信ネットワーク整備) より 90,323 千円 (国費: 70,000 千円)

◆D-21-1-1 下水道事業 (公共下水道 (雨水幹線) 整備事業) (事業計画策定) より 31,030 千円 (国費: 24,048 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 464,483 千円 (359,974 千円) から、585,836 千円 (454,022 千円) に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 27 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線）	事業番号	D-1-20
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	86,000（千円）	全体事業費	86,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 491 号線 L= 470m W=6m C= 86,000 千円（磯部字大浜地区から磯部字迎地区への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 ＜平成 25 年度～平成 26 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 501 号線)	事業番号	D-1-21
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		35,000 (千円)	全体事業費		158,736 147,550 (千円)
事業概要					
■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 501 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市磯部地区 事業内容: 市道・東部 501 号線 L= 180m W=6m C= 158,736 35,000 千円 (磯部字大浜地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40) (事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日) 人件費・資材費高騰及び法線見直しにより、本工事費、測量設計費、用地費、補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業 (細田地区) より 104,402 千円 (国費: 80,911 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 35,000 千円 (27,125 千円) から、139,402 千円 (108,036 千円) に増額。 (事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 用地買収難航に伴い法面の工法を変更したことから、本工事費が増額したため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 8,148 千円 (国費: 6,314 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 139,402 千円 (108,036 千円) から、147,550 千円 (114,350 千円) に増額。 (事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日) 補償物件追加により、補償費が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業 (高塚地区) より 11,186 千円 (国費: 8,669 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 147,550 千円 (114,350 千円) から、158,736 千円 (123,019 千円) に増額。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①□市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度~平成 29 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和元年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)	事業番号	D-1-2-2
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	148,000(千円)	全体事業費		221,436	224,716(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)(現道拡幅)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市蒲庭地区

事業内容:市道・鹿島前迫線 L=800m W=6m C=221,436千円(蒲庭字前迫地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日)

人件費・資材費高騰等の理由により、本工事が増額したため、◆D-21-1-1 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(事業計画策定)より35,493千円(国費:27,507千円)を流用。これにより、交付対象事業費は148,000千円(114,699千円)から、183,493千円(142,206千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成29年10月11日)

工事内容変更により、本工事が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業(高塚地区)より37,943千円(国費:29,405千円)を流用。これにより、交付対象事業費は183,493千円(142,206千円)から、221,436千円(171,611千円)に増額。

(事業間流用による経費の変更)(令和元年10月7日)

工事内容変更により、本工事が増額したため、D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より3,280千円(国費:2,542千円)を流用。これにより、交付対象事業費は221,436千円(171,611千円)から、224,716千円(174,154千円)に増額。

当面の事業概要

<平成24年度~平成31年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成25年度~平成29年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)	事業番号	D-1-23
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	233,000(千円)	全体事業費	13,572,43,572(千円)		

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市蒲庭地区

事業内容:市道・鹿島前迫線 L=900m W=6m C=233,000千円(蒲庭字瀬庭地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成28年3月31日)

人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-5防災集団移転促進事業(新沼地区)より94,958千円(国費:H23補正予算73,592千円)を流用。これにより、交付対象事業費は233,000千円(180,575千円)から、327,958千円(254,167千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日)

事業進捗により事業費が、284,386千円(国費:220,399千円)減額したため、

道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)へ284,386千円(国費:H23補正予算220,399千円)を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は327,958千円(254,167千円)から、43,572千円(33,768千円)に減額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成30年10月10日)

事業進捗により事業費が30,000千円(国費:H26予算23,250千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ30,000千円(国費:H26予算23,250千円)を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は43,572千円(33,768千円)から、13,572千円(10,518千円)に減額。

当面の事業概要

<平成24年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成25年度~平成26年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断られたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	道路事業(県道:相馬亘理線)	事業番号	D-1-24
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	877,000(千円)		全体事業費	877,000(千円)	

事業概要

■道路事業(県道:相馬亘理線)

原釜尾浜地区は壊滅的な津波被害を受けたことから、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業を実施する。

その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地事業が実施され、津波による浸水エリアの縮小を図り、住宅への安全度向上を図る。それに伴い、相馬亘理線の改良工事を実施する。

形状としては防災緑地に合わせて整備することとし、防潮堤、防災緑地と一体になって減衰を図る計画としている。

▽事業量

実施場所:相馬市原釜地区

事業内容:県道・相馬亘理線 L=約2,000m W=6.0(10.0)m

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成24~25、令和2年度>

- 詳細設計、用地買収

<平成26~30年度>

- 用地買収、改良工事

<平成31年度>

- 舗装工事

東日本大震災の被害との関係

津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し相馬亘理線の整備を進めることにより、防潮堤、防災緑地一体となって背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。

関連する災害復旧事業の概要

予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (県道: 原町海老相馬線)	事業番号	D-1-25
交付団体	県		事業実施主体 (直接/間接)	県 (直接)	
総交付対象事業費	809,900 (千円)		全体事業費	809,900 (千円)	

事業概要

■道路事業 (市街地相互接続道整備) (県道: 原町海老相馬線)

本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を経由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートである。

構造的には①梅川橋～大正橋間、②大正橋～新館野橋間、③県道磯部日下石線～矢野目地区の山際間、の 3 箇所について地盤沈下した道路縦断を被災前の高さまで復旧し、円滑な交通を確保するとともに、内陸部の集落への浸水被害を軽減する効果があるため「二線堤」として、市道 (東部 471 号線) と一体的に整備するものである。現在、改良工事施工中である。

▽事業量

実施場所: 相馬市磯部地区

事業内容: 県道・原町海老相馬線 L=約 2,500m W=6.0(10.0)m

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 25 年度>

○ 用地買収、改良工事

<平成 26 年度>

○ 改良工事、舗装工事

<平成 27 年度>

○ 舗装工事

東日本大震災の被害との関係

現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、磯部地区は全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。しかし、内陸部の集落には被災はしたものの現地再建することとしており、津波被害の軽減を図る施設整備が求められており、シミュレーション等の結果、盛土構造となる県道及び市道 (東部 471 号線) が「二線堤」の役割を担うこととなることから、地元でも早期整備が望まれている。

関連する災害復旧事業の概要

現道整備であるため、災害復旧事業で実施する区間と本事業で整備する区間を区分して計上している。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	50	事業名	道路事業(市街地相互接続整備)(県道:原町海老相馬線)	事業番号	D-1-26
交付団体		県	事業実施主体(直接/間接)	県(直接)	
総交付対象事業費		1,152,500(千円)	全体事業費	1,152,500(千円)	
事業概要					
<p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うものである。</p> <p>南相馬市側の計画である北海老地区の防災集団移転事業跡地に農林水産省事業である海岸防災林が計画されており、現道の移設が必要となるため、西側に新ルートで整備する計画である。</p> <p>現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、沿岸部に海岸防災林(農林水産省事業)が計画され、原形復旧が不可能となることより、隣接するほ場整備区域に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市蒲庭地区</p> <p>事業内容:県道・原町海老相馬線 L=約1,500m W=6.0(10.0)m</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24~25年度>道路予備設計、道路詳細設計、橋梁予備設計、橋梁詳細設計、地質調査、橋梁下部工</p> <p><平成26年度>橋梁下部工、道路改良工、用地買収、橋梁上部工、修正設計</p> <p><平成27年度>橋梁上部工、舗装工、用地買収</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、南相馬市側の北海老地区沿岸部はすべて津波で流失したが、相馬市側の立切北地区は幸い全壊を免れた。</p> <p>そのため、南相馬市と相馬市を結ぶ本線は、ほ場整備事業での新ルートを立切北地区とのアクセスを考慮しながら、現道の西側へ変更し相馬市の高台へ至る新ルートで整備する。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。道路については、本事業が採択される以前に原形復旧で査定を受けたが、本事業と調整を行い必要最低限の車道のみを復旧を行った。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					